

議案第78号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年9月24日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～13 一略—</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p> <p>15 一略—</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1～13 一略—</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p> <p>15 一略—</p>